

1 議 事 日 程 (第1日)

(平成27年第2回久山町議会定例会)

平成27年6月9日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 副議長の選挙

日程第4 議席の一部変更

追加日程第1 議会運営委員会委員の辞任

追加日程第2 議会運営委員会補欠委員の選任

日程第5 北筑昇華苑組合議会議員の選任

日程第6 諸般の報告

* 糟屋南部消防組合議会の報告

* 平成26年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告

日程第7 議案審議

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて

議案第25号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(27久山町条例第15号)

議案第26号 久山中学校大規模改修工事(第4期)請負契約について

議案第27号 平成27年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第8 意見書について

* 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書

日程第9 本会議の日程について

* 一般質問について

* 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである(9名)

2番 山野久生

3番 阿部文俊

4番 有田行彦

5番 阿部賢一

6番 佐伯勝宣

7番 阿部哲

8番 本田光

9番 松本世頭

10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

1番 吉村雅明

4 会議録署名議員

6番 佐伯勝宣

7番 阿部哲

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	松原哲二	税務課長	川上克彦
健康福祉課長	物袋由美子	田園都市課長	實淵孝則
上下水道課長	矢山良寛	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	久芳義則	町民生活課長	森裕子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課係長	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

今回、吉村雅明議員より欠席届が出ています。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回久山町議会6月定例会を開会いたします。

まず初めに、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 6月定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに6月定例会を招集しましたところ、議員の皆様のお出席を賜り、ありがとうございます。

現在、国会では安全保障関連法案が審議されておりますけれども、その中で特に我が国の集団的自衛権の行使については、具体的な想定問答を交えながら、与野党対峙の形で激しい論戦がされておるところでございます。

戦後我が国が経済復興を成し、今日まで世界に冠たる平和国家として居続けることができたのは、世界情勢がいかにも悪化した場合でも、我が国には平和憲法が凜として存在し、国民を庇護してきたからだと考えます。

一方で、1991年に世界の冷戦は終了しましたが、今もなお、世界各地では、非道なテロや紛争が絶えない状況が続いております。また、我が国の周辺におきましても、中国や韓国との間における領土問題を起因として関係悪化が続き、異様な緊張感が強まるなど、国として何らかの対応策が求められる状況にあることも事実であります。この問題は、国民にとって大変重要な事項であり、国会において、急がず、より慎重な審議が行われますことを強く望むものであります。

さて、我が国の経済は、市場株価が戦後のバブル期を超える2万円台の高値を出すなど、依然、アベノミクス効果を維持している状況にあり、ちなみに一部ではありますが、主要企業等における、今年の新規採用者数の枠は伸びておるわけですが、一方で地方には、まだその顕著な状況は出てきていないのが実情であります。

このような中、国は地方に対し、今我が国に迫っている人口減少と超高齢社会に対応するため、今年、地方創生の声を高々に打ち出しました。

現在、どの自治体においても、地方創生の「まち・ひと・しごとの戦略計画」の策定に向けて一斉にスタートしたところであります。

本町では、国が進める地方創生の取り組みを前にして、去る5月8日、町議会による町

民への初めての「議会報告会」が開催されました。そしてまた、同月31日には、町行政による「まちづくりシンポジウム」をそれぞれレスポアールにおいて開催いたしたところがあります。いずれも初めての試みでしたが、町民の皆様からは、町の行政並びに議会と住民との距離をより近くする催しとして、一定の評価を受けることができたものと感じています。私としましては、これを契機に、今後もこのような住民との意見並びに情報交換の場を作りながら、まちづくりを進めてまいりたいと思っています。

さて、本議会に御提案いたします案件は、条例改正に関する専決処分の承認案件ほか3つの議案をお願いするものでございます。

それぞれの議案の説明につきましては各担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げまして御挨拶といたします。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。6番佐伯勝宣議員、7番阿部哲議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成27年6月9日から6月15日まで7日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から15日までの7日間と決定いたしました。

日程第3、副議長の選挙。副議長の選挙を行います。

日程第4、議席の一部変更。議席の変更を行います。

日程第5、北筑昇華苑組合議会議員の選任。議員の選任を行います。

日程第6、諸般の報告。粕屋南部消防組合議会の報告。有田行彦議員より報告を受けます。平成26年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告。経営企画課長より報告を受けます。

日程第7、議案審議の方法。議案第24号から議案第27号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。会期中に議案第24号から議案第27号までの内容説明を受ける。議

案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第8、意見書について。福岡県に公契約条例の制定を求める意見書。提出議員より趣旨説明を受けた後、所管委員会に付託し、会期中に審査を行う。意見書は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第9、本会議の日程について。一般質問について。平成27年6月10日水曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成27年6月15日月曜日9時30分、最終本会議を行い、議案第24号から議案第27号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

閉会中、吉村雅明氏より副議長の辞職願が提出され、5月31日付で辞職を許可したことを報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 副議長の選挙

○議長（木下康一君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

副議長の辞職に伴い、選挙を行います。

選挙は投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔町長当局退席〕

○議長（木下康一君） 傍聴者の方は、議事公開の原則に基づき、その場で傍聴されても構いません。

議場を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は9名です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番山野久生議員及び3番阿部文俊議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（木下康一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（木下康一君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議場の関係上、事務局が投票箱を持ち回りますので、2番議員より順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（木下康一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番山野久生議員及び3番阿部文俊議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（木下康一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

有効投票のうち

有田行彦議員 9票

この選挙の法定得票数は3であります。よって、有田行彦議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（木下康一君） 副議長に当選されました有田行彦議員に久山町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

有田行彦議員、副議長の挨拶をお願いします。

○副議長（有田行彦君） この席でいいんですね。

まずは、皆様方から満票の票をいただいたということに対しまして、責任の重さとありがたいという気持ちが交差しております。

私は、副議長にさせていただいたことになれば、まずは議会間の融和をぜひ深めていきたいと思っております。私自身が思っておることは、今、議員同士が素直に一つのテーブルに着ける状態にあるのかと、これを非常に懸念しております。そして、議員同士の融和を図りながら議会の活性化に努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、このことにつきましても、皆さん方の協力がないと、絶対にやっていくことはできません。私は未熟な者でございますが、議長の補佐役として円滑な議会運営と久山町発展のために努力していく所存でございます。皆さんにおかれましてはさらなる御協力のほどよろしくお願いいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時45分

再開 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議席の一部変更

○議長（木下康一君） 日程第4、議席の一部変更を行います。

今回副議長選挙に伴い、久山町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

有田行彦議員を1番に、吉村雅明議員を4番に変更します。

しばらく休憩いたします。

〔議席移動〕

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議会運営委員会委員の辞任

○議長（木下康一君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

この件については、地方自治法第117条の規定により有田行彦君は除斥となりますので、退場を求めます。

〔1番 有田行彦君 退席〕

○議長（木下康一君） 有田行彦君から議会運営委員会委員の辞任願が出されております。

事務局に辞任願を報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（矢山良隆君） 平成27年6月9日。久山町議会議長、木下康一殿。久山町議会議員、有田行彦。

辞任願。

このたび副議長就任により議会運営委員会委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（木下康一君） お諮りします。

有田行彦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

有田行彦君の入場を求めます。

〔1番 有田行彦君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議会運営委員会補欠委員の選任

○議長（木下康一君） 追加日程第2、議会運営委員会補欠委員の選任を議題とします。

議会運営委員会補欠委員の選任について、委員会条例第5条4項の規定により阿部賢一議員を選任したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会補欠委員は阿部賢一議員を選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 北筑昇華苑組合議会議員の選任

○議長（木下康一君） 日程第5、北筑昇華苑組合議会議員の選任を議題とします。

6月1日付で吉村雅明議員の辞職が許可され、選任依頼が来ております。

北筑昇華苑組合議会議員の選任について、北筑昇華苑組合同規約第5条2項の規定により有田行彦議員を指名したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、北筑昇華苑組合議会議員は有田行彦議員を選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 諸般の報告

○議長（木下康一君） 次に、日程第6により諸般の報告を受けます。

最初に、粕屋南部消防組合議会の報告を受けます。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） それでは、諸般の報告をいたします。

平成27年5月20日に平成27年第2回南部消防組合議会臨時会が開催され、まず4月に統一地方選挙が施行され、新しく消防議員になられた方がおいでになる関係で、議席の指定と議長の選挙が行われ、その結果、白水宇美町議会議長が議長、副議長に阿部篠栗町議会議長がなられました。また、監査委員に前議長であります粕屋町の進藤啓一氏が決まりました。

その後、橋本消防長より諸般の報告があり、組合長よりの報告は、西消防署の進捗状況、西出張所建設工事を粕屋殖産・毛利建設工事共同企業体と契約をしたこと、またほかに職員5名を採用したことの報告がありました。

その後、橋本消防長より、消防長以下、職員の配置も決まったことと紹介が行われ、その後4つの議案が上程されました。

その内容は、第7号議案は、専決処分の承認についてであります。

平成26年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布されることにより、粕屋南部消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意についてでございます。

提案理由、議会選出の議員に欠員を生じることになりましたので、これを補充するため新たに監査委員を選任するものであります。新たに監査委員としては、先ほど言いましたように、粕屋町の進藤議長が選任されました。

次に、議案第9号粕屋南部消防組合中部消防署西出張所建設工事の契約につきまして、契約の目的、庁舎の建設でございます。契約の方法は指名競争入札で、契約の金額は2億109万6,000円、うち消費税相当額は1,489万6,000円でございます。契約の相手方は、粕屋殖産・毛利建設建設工事共同企業体と契約を行うものでございます。

次に、議案第10号粕屋南部消防組合消防本部消防救急デジタル無線整備工事の契約につきましては、契約の目的は、救急デジタル無線整備工事でございます。契約の方法は随意契約で、金額は2億2,876万円、うち消費税相当額は3,176万円でございます。契約の相手方は、日本電気株式会社九州支社と契約を行うものでございます。

以上、議案は全て原案のとおり可決されました。

今回の臨時議会に提案された議案等につきましては、概要を今説明いたしましたので、資料を議員控室に置いておきますので、参考にしていただければと思います。

これで粕屋南部消防組合議会の第2回の臨時会の報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（木下康一君） 次に、平成26年度久山町一般会計歳入歳出予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告を受けます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御報告いたします。

地方創生先行型事業、地域消費喚起型事業、久保橋新設事業の経費は、地方自治法第213条第1項の規定により、平成27年度に繰り越しましたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別表のとおり報告いたします。

事業名、地方創生先行型事業費、金額2,119万円、翌年度繰越額2,119万円、地域消費喚起型事業費、金額1,055万円、翌年度繰越額1,055万円、久保橋新設事業費、金額7,500万円、翌年度繰越額7,500万円を繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案審議

○議長（木下康一君） それでは、日程第7により議案の上程を行います。

まず、議案第24号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、専決第1号久山町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（川上克彦君） 御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等が平成27年4月1日から施行されることに伴い、久山町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付で専決処分をしたものについて、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、専決第2号久山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、久山町国民健康保険条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるところでございます。

改正の趣旨は、国民健康保険税の課税最高限度額を現行81万円のところを85万円に引き上げるものと低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するために減額の基準の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御承認いただきますようお願いをいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第25号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（平成27年政令第71号）が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備する必要が生じたため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いをいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第26号久山中学校大規模改修工事（第4期）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、本年5月29日、指名競争入札に付した久山中学校大規模改修工事（第4期）の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び久山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、久山中学校大規模改修工事（第4期）請負契約。契約の方法、指名競争入札による契約。契約金額、5,162万4,000円、うち消費税相当額、382万4,000円。契約の相手方、福岡市東区土井1丁目5番8号、千早建設株式会社代表取締役社長智幸。工期は契約の日から平成27年9月30日まででございます。

工事概要と詳細につきましては委員会で教育課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第27号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、既定の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額2億988万7,000円に219万7,000円を追加し、収益的支出の予定額を2億1,208万4,000円とし、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額1億5,618万6,000円から111万円を減額し、資本的支出の予定額を1億5,507万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いをいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 以上で議案の上程を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 意見書について

○議長（木下康一君） 次は、日程第8、意見書について。福岡県に公契約条例の制定を求める意見書を議題といたします。

提出議員より説明をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書の提出について説明をいたします。

公契約とは、国や地方自治体が行政目的を達成するために、公共工事の発注やさまざまな事業、サービス、物の調達等を民間企業等に発注、委託する契約をいいます。

近年行政改革並びに規制緩和のもと、あらゆる部門にわたり指定管理者や民間委託、発注などが増加しており、そのため広範囲の事業に従事する労働者が増えております。

公契約条例は、当該業務に従事する労働者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事、公共サービスの質の向上に資するとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的としております。

現在、県内の建設現場で働く労働者は約15万7,000人とされており、事業所数は1万9,905を数え、県内の経済活動と雇用機会の確保に貢献しております。

建設現場は、元請、下請という重層的な関係の中で、仕事量の変動が直接施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしております。

国においては、昨年国土交通省が公共工事で働く技能労働者の担い手不足の原因として、劣悪な賃金、労働条件を指摘、二者協定設計労務単価を全国平均15%に引き上げ、4月以降の公共工事の積算にも適応するように指示しました。

また、指定管理者や民間委託業者などに行わせる公の施設の業務において、最低賃金や生活保護基準以下の賃金で働く官製ワーキングプアが大きな社会問題になっております。政府による労務単価の引き上げ効果が十分に波及していないという実態に置かれております。

この問題を解決するために、最近千葉県野田市、あるいはまた神奈川県川崎市、相模原市、厚木市、東京都多摩市や福岡県直方市が公契約条例を制定しました。

福岡県弁護士会も平成25年3月に公契約法及び公契約条例の制定を求める会長声明を発表し、以下の全ての自治体に公契約条例の制定を強く求めています。

したがって、福岡県が率先して県の公契約条例を制定すれば、県内の各市町村の条例制定は一気に進み、建設関係の労働者はもちろん、県内労働者の賃金、労働条件の改善が進むことは間違いありません。

よって、県内の建設労働者、自治体関連労働者はもちろん、全ての労働者の処遇改善と県内の経済活性化につながる福岡県公契約条例の制定を強く要請いたします。

以上、本意見書案を審議、可決していただき、福岡県知事宛てに意見書を提出していた

だきますようによろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 提出議員の説明が終わりました。

本意見書に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、本意見書は第1委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本意見書は第1委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

なお、会期中の各委員会の活発な議論をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時54分